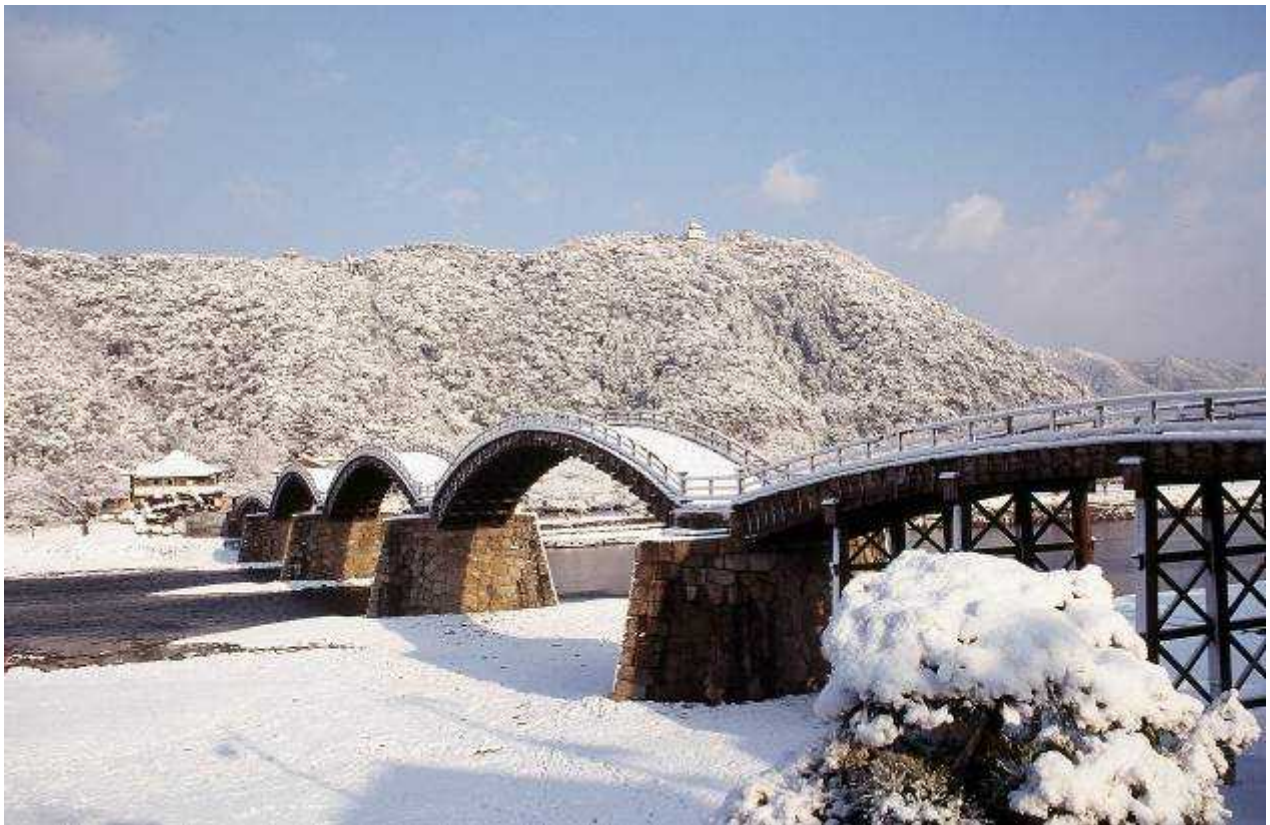


世界遺産暫定一覧表記載資産

再提案書

「錦帯橋と岩国の町割」



山 口 県
岩 国 市

目 次

(1) 提案のコンセプト

① 資産名称・概要	1
② 写真	2
③ 図面	3
1) 都道府県における位置図	3
2) 資産の全体を包括する図面	4
3) 構成要素の分布図	5

(2) 資産に含まれる文化財

① 整理表	6
② 構成要素ごとの位置図と写真	7
1) 構成要素ごとの位置図	7
2) 構成要素ごとの写真	8

(3) 保存管理計画

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、策定に向けての検討状況	10
② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、策定に向けての検討状況	11
③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保存措置の概要、又は措置に関する検討状況	12

(4) 世界遺産の登録基準の該当性

① 遺産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準	14
② 真実性の証明／完全性の証明	16
1) 錦帯橋について	16
2) その他の建造物・町割について	18
③ 類似遺産との比較	18
1) 錦帯橋	18
2) 町割	18

(1) 提案のコンセプト

① 資産名称・概要

1) 名称 錦帯橋と岩国の町割

2) 概要 資産の位置する岩国市は山口県の東端にあり、この中心部を山口県最大河川の錦川が流れている。この錦川を挟む兩岸の地形を最大限に活用し、防御を主体とした城下町が形成されたことにより、世界に類のない橋が誕生した。錦帯橋は、1673年の創建以来その必要性により、334年間架け替えを繰り返しながら世紀を越えて受け継がれてきた世界に誇る宝である。生活ではなく防御に主眼を置いた特殊な町割と、それが故に生まれた木造アーチ橋、受け継がれてきた架橋技術と景観美など、提案資産には顕著で普遍的価値がある。

● 世界最長の径間を誇る木造アーチ橋

岩国藩では、流されない橋として支持柱のない反橋の研究が進められる。当時の日本に存在した支持柱のない著名な木造橋として富山県の愛本橋、山梨県の猿橋などがあり、これらの刎橋構造を参考に改良を加え、重ねる桁間に楔を入れて緩やかなアーチを形成し、上に重なる桁の約1/3を迫り出しながら組み上げ、こうして組まれた桁を巻金まきがねといわれる帯鉄で束ねてアーチ桁(図-1参照、現存する最古の構造図)を構成している。このアーチ橋の径間35.1mは木造アーチ橋としては世界最長(現在工法を除く。)であり、この構造形式は、世界に存在する木造橋には見られず、世界で唯一錦帯橋だけがもつ構造形式である。

創建から10年後に、鞍木・助木という独自の補強部材が桁組の側面に設けられ、芸術的ともいえる構造形式が完成した。以後、錦帯橋は、現在の橋梁工学においても非の打ち所がないといわれる原型を保持し継承されており、先人たちの創造と知恵により創りあげられた世界に誇るべき傑作である。



図-1 『錦帯橋構造図』(1699年)

● 防御主体の土地利用(町割)の背景

慶長5年(1600)、天下を二分して江戸幕府成立の契機となった関が原の合戦においては、宗家である毛利輝元が西軍の総大将となったため、家臣である吉川広家も西軍に属さざるを得なかった。しかし、広家は最後の勝利者は徳川家康(東軍)と予測しており、宗家である毛利家存続を願って決戦前夜に密かに徳川方と和議を結んだ。

家康が行った戦後処理は、輝元が西軍の総大将であったことを理由とした毛利家112万石の断絶であった。この決定は広家の本意でなく、すぐに毛利家存続に向けて全力を傾ける。その結果、家康は広家の意を汲み取り防長2国を輝元に与え、広家には輝元から周防の東部が与えられた。

こうして毛利家は存続したものの、約束を反故にされたことによる家康への不信任や、徳川家の世になったとはいえ豊臣家がまだ健在であり新たな戦禍を予感させる時代背景などから、岩国へ移った広家が行った城下町の土地利用(町割)は、自然の地勢を巧みに利用した防御を主体とするものであった。

● 錦帯橋を生み出した防御主体の土地利用(町割)

広家は、慶長6年(1601)から城下町の築造に取り掛かった。町割としては、山陽道が一望できる横山の山頂に城を築き、山を包むように流れる錦川に外堀の役目をさせ、山麓に藩主の館を設けて内堀を配し、その周囲に上級武士を住まわせて政庁の中心地とした。こうした防御主体の土地利用の結果、政庁の中心地とした横山は狭隘のため家臣全員を住まわすことができず、対岸の錦見に中・下級武士を住まわせ、城下の生活を支える町屋を配置した。(図-2参照)

統治を行うには城下を結ぶ橋が必要であるため幾度となく架橋したが、洪水の度に流失していた。そのため洪水にも流されない恒久的な橋が切望された。

世界に類のない木造アーチ橋である錦帯橋の誕生には、このような城下町の土地利用(町割)が背景にある。

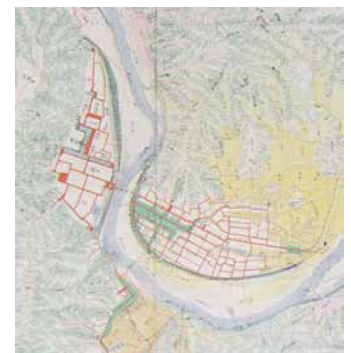


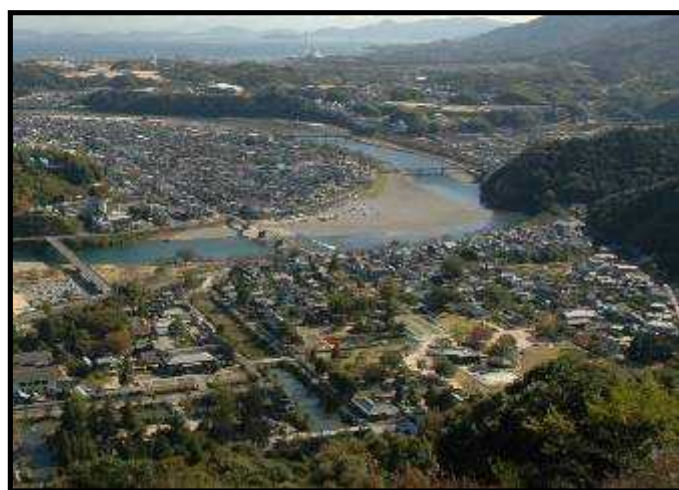
図-2 『岩国領全図』(一部)(1867年)

● 受け継がれてきた技術と景観

錦帯橋は、その必要性により安全性を重視し架け替えを繰り返すことで、卓越した架橋技術を育みながら世紀を越えて確実に継承されてきた。この技術は無形の文化遺産であり、それを有形にしたのが錦帯橋である。木造橋を維持するためには多額の経費が必要となり、延宝6年(1678)から廃藩置県に至るまで、藩内の全階級から橋出米はしだしまいという税金を徴収してきた。現在では入橋料を徴収することで、日々の維持管理や次世代へ確実に継承する財源としている。

錦帯橋の借景となる城山は、吉川氏入封以来400年余りの伐採禁止措置により、多樹種で形成された自然林であり、この地が北限とされる暖地性樹木も見られるなど豊かな照葉樹林である。この城山と、清流錦川、錦帯橋の精緻な木造美は、融合して四季折々に見事な表情を見せる。葛飾北斎の『諸国名橋奇覧』など多くの絵師により描かれた名勝地は、現在まで愛され護られてきた文化的景観であり、時代を超えて受け継がれてきた文化遺産として世界に比類なきものである。

② 写真



錦帯橋



横山 (城山) 頂上より資産を望む



錦見エリア



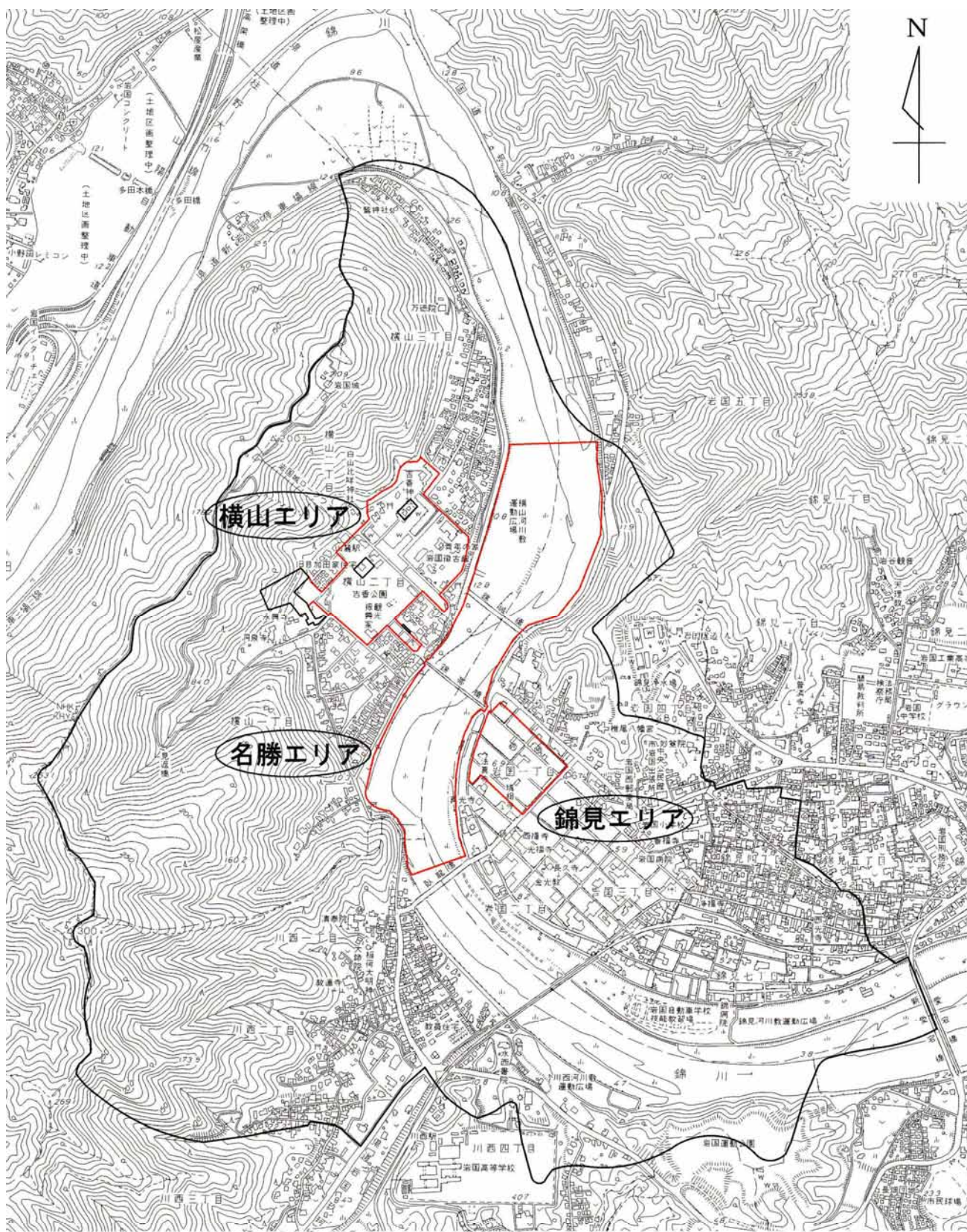
横山エリア

③ 図面

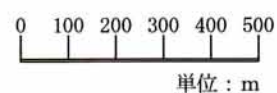
1) 都道府県における位置図



2) 資産の全体を包括する図面

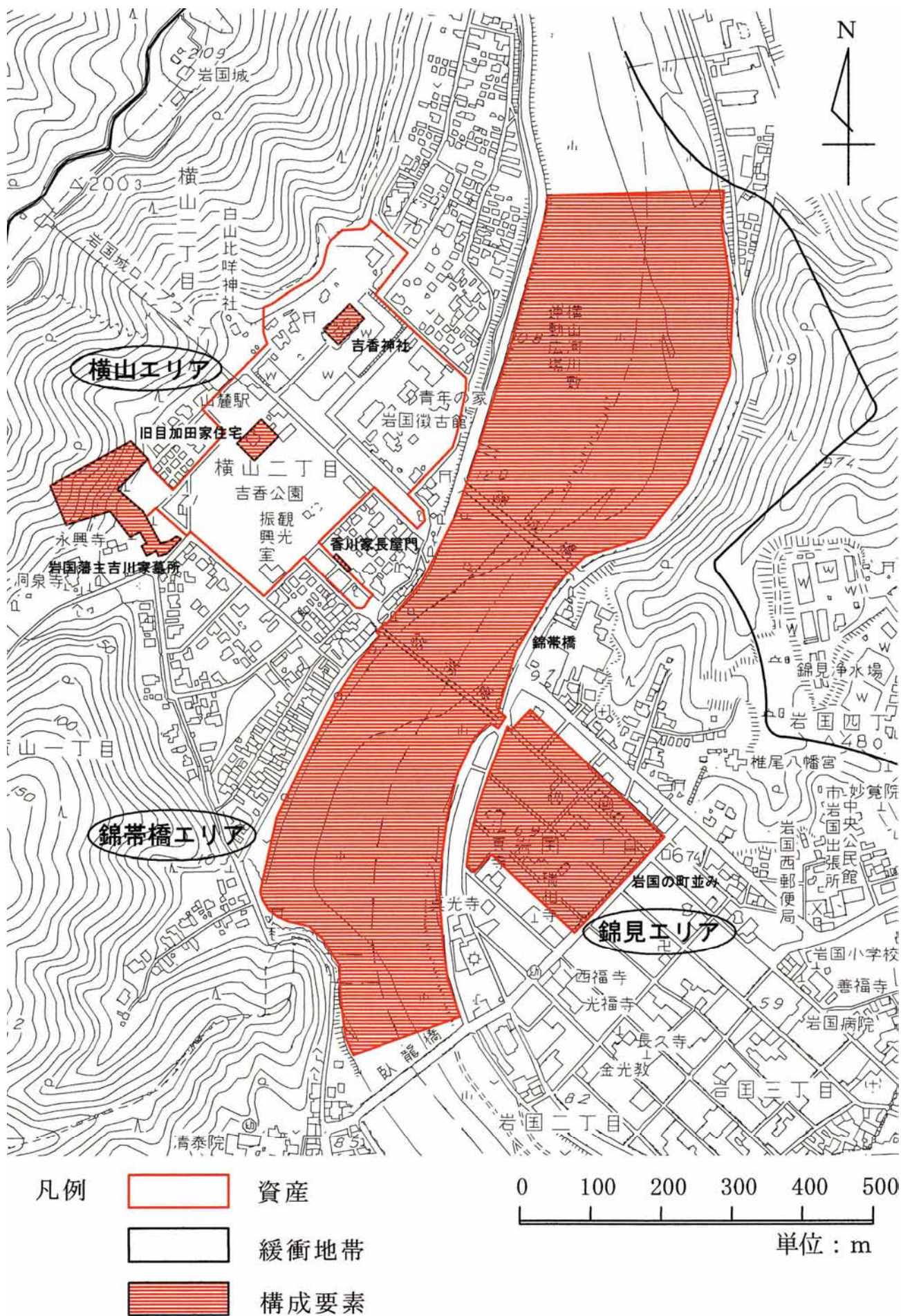


凡例		資産	47.7ha
		緩衝地帯	345.4ha
		総面積	396.1ha



※ 緩衝地帯の範囲は、風致地区指定区域に
p. 17 図-5の『御領内乃図』に描かれ
ている城下町を加えた範囲。

3) 構成要素の分布図



(2) 資産に含まれる文化財

① 整理表

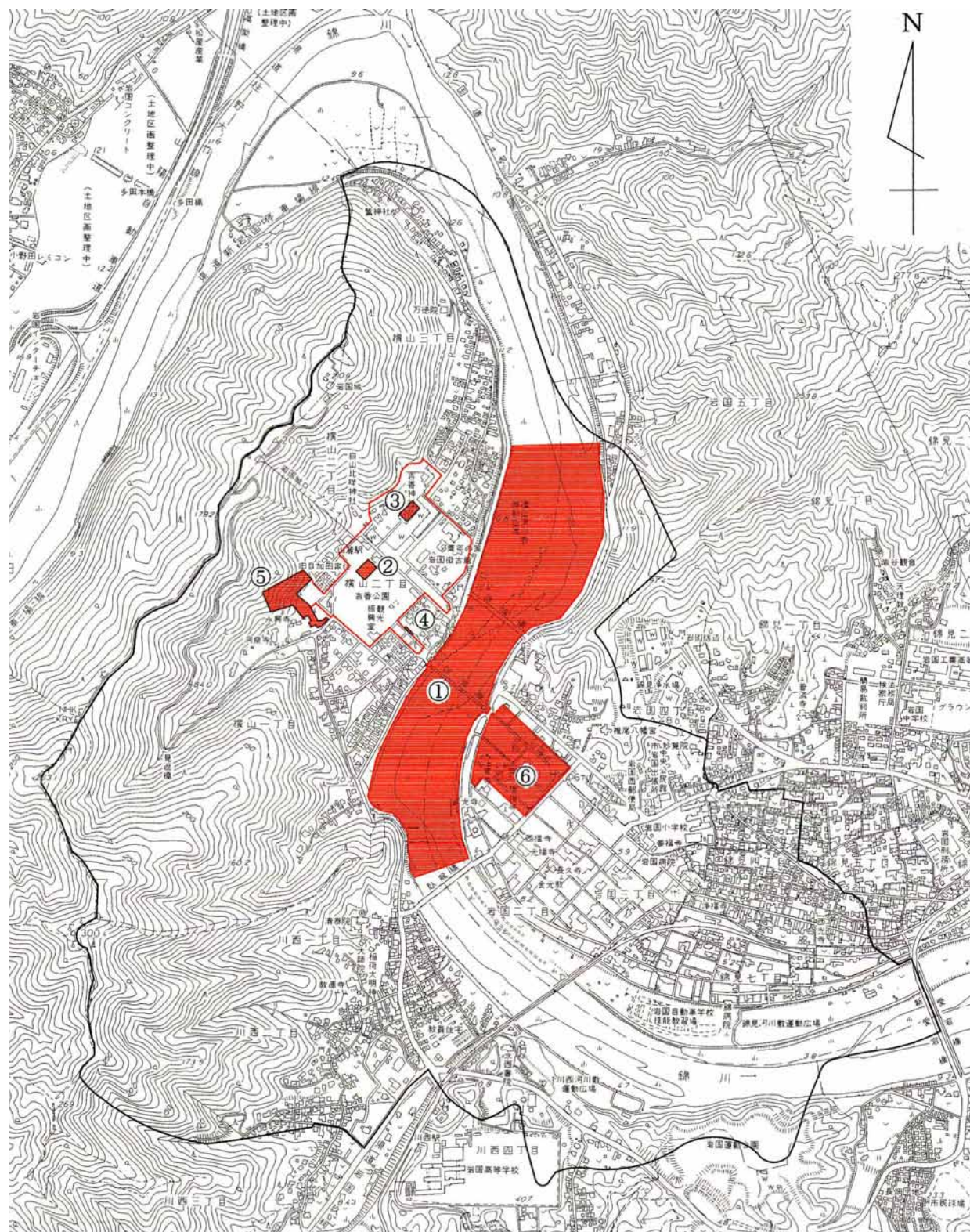
区 域	番 号	名 称	保護の主体	保護の種別	面 積	要 約
錦帯橋エリア	1	錦帯橋	国	名勝	上流410間、 下流290間、 兩岸の土手 上までの約 29ha	延宝元（1673）年に創建された5連の橋。全長193.3m、幅員5.0m。迫持式アーチ桁の構造は、世界的に類例のない構造で、木造アーチ橋としては世界最大のスパン長である。
横山エリア	2	旧目加田家住宅	国	重要文化財	221 m ²	江戸時代中期の中級武家屋敷。本瓦葺きの簡易型となる両袖瓦による「二平葺き」という岩国独自の葺き方と、建ちが低いながら中二階を備えているのが特徴である。
	3	吉香神社 本殿 拝殿及び幣殿 神門 鳥居	国	重要文化財		全国的にも数少ない祖霊を祀る神社建築で享保13年（1728）に創建。本殿と拝殿及び幣殿は独特な形式で複雑な架構と屋根構成を巧みにまとめている。
	4	香川家長屋門	山口県	山口県指定有形文化財	132 m ²	元禄5（1693）年に創建された岩国藩家老香川家の表門。門扉から屋根瓦に至るまで細やかな造りで、瓦に一つ一つ家紋を刻す等、広大な中にも繊細な配慮が感じられる建物である。
	5	岩国藩主吉川家墓所	山口県	山口県指定史跡	9615 m ²	延宝7年（1679）に造営。初代岩国藩主吉川広家から十二代までの当主（六代経永公を除く。）及びその一族の墓51基がある。
錦見エリア	6	岩国の町並み		未指定	10ha	岩国藩城下町の錦見地区。連続する町屋と、その周りを囲む武家屋敷の町割が残されている。伝統的建造物群の地区を決定した後、平成19年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指す。

● その他の資産

区 域	番 号	名 称	保護の主体	保護の種別	面 積	要 約
横山エリア	1	錦雲閣	国	登録有形文化財	131.9 m ²	明治18年建築、吉香神社の絵馬堂
	2	旧吉川邸御門	国	登録有形文化財	148.19 m ²	明治25年建築、吉川邸の付属長屋
	3	岩国徴古館	国	登録有形文化財	692.66 m ²	昭和20年建築、吉川家所有の資料館
	4	昌明館付属門及び門	岩国市	有形文化財	1044.78 m ²	寛政5年建築、七代藩主隠居所の付属屋
錦見エリア	5	岩国学校校舎	山口県	有形文化財	317.02 m ²	明治3年建築、藩青少年の教育施設
	6	國安家住宅	国	登録有形文化財	407.32 m ²	嘉永3年建築
	7	水西書院	国	登録有形文化財	466.45 m ²	明治19年建築、吉川邸新築までの仮住居

② 構成要素ごとの位置図と写真

1) 構成要素ごとの位置図



- ① 錦帯橋
- ② 旧目加田家住宅
- ③ 吉香神社
- ④ 香川家長屋門
- ⑤ 岩国藩主吉川家墓所
- ⑥ 岩国の町並み

0 100 200 300 400 500
単位：m

凡例	 資産
	 緩衝地帯
	 構成要素

2) 構成要素ごとの写真（その1）



1. 錦帯橋



2. 旧目加田家住宅



3. 吉香神社

2) 構成要素ごとの写真（その2）



4. 香川家長屋門

（この長屋門の大工棟梁は、現存する最古の錦帯橋構造図の作図者であり、1699年の架け替えの棟梁であった大屋嘉左衛門である。）



5. 岩国藩主吉川家墓所



6. 岩国の町並み

(3) 保存管理計画

要素の中核を成す錦帯橋の保存管理計画（平成 19 年度策定完了予定）を基本として、今後、今回申請の資産および資産と一体をなす周辺地域について改めて十分な調査、検討を重ね、加えて計画を立案する。

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、策定に向けての検討状況

1) 錦帯橋

平成 19 年度において作成中である。作成にあたっては、文化庁が示す「史跡等整備のてびき（計画偏）」の方針に添うこととする。

第 1 章 保存管理計画策定の沿革・目的

- (1) 計画策定の沿革 錦帯橋架橋の概要（歴史的背景）と現在の状況（山口県・岩国市を代表する文化的資源、観光資源等）を概説し、名勝指定期日等を記載。
- (2) 計画の目的 名勝及び周辺地域の有する課題、岩国市が目指す街づくりの中での位置づけ等を概説し、計画に目的を記載。
- (3) 委員会の設置 「名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会」の構成、設置要綱、開催経緯等を記載。

第 2 章 名勝錦帯橋の概要

- (1) 指定と経緯 名勝指定の経緯について関連資料を精査し記載。
- (2) 沿革と特徴 錦帯橋架橋の歴史的背景や沿革を関連資料調査から整理する。特に、度重なる流失を克服した技術的価値（技法やその伝承）に着目し、歴史的価値をとりまとめ記載。
- (3) 指定及び周辺地域の現状 指定地内の自然環境、河川敷地内の土地利用、関連法規制の現状を既存文献・調査資料及び現地調査にて確認。その上で、保存管理上の課題等を抽出。

第 3 章 保存管理

- (1) 基本方針 2 章の検討を踏まえ、名勝の本質的な価値を整理・明示するとともに、名勝範囲における保存管理の基本的方向性、周辺環境の保全に関する基本的方向性を整理した上で、具体的な保存管理基本方針を整理。
- (2) 地区指定 名勝範囲の土地所有や管理主体の状況等を踏まえ、名勝錦帯橋の保存管理を行う上で適切な地区設定を行う。
- (3) 構成要素 策定委員会での結果を踏まえ、保存管理上個別に取り扱うべき要素を「名勝を構成する要素」として整理。
- (4) 保存管理の方法 名勝範囲における保存管理対象の明確化。基本的な保存管理手法の分類と具体的な手法の提示。地区区分別・個別要素別の保存管理手法の提示。
- (5) 現状変更などの取扱基準 現状変更が可能な場合を定め、その基本的な取扱方針を設定。
- (6) 周辺環境の保全 名勝の適切な保存管理を遂行する上で重要となる周辺地域の保全の在り方について記載。

第 4 章 整備活用

- (1) 基本方針 名勝を次世代に適切に伝承するに当たっての整備活用の基本方針を整理。
- (2) 整備活用の方法 基本方針に基づき想定される有効な整備活用の方法を提示。

第 5 章 管理運営及び体制整理

- (1) 基本方針 名勝の適切な保存管理を遂行するための管理・運営の基本方針を整理。
- (2) 体制整備 現状の管理上の課題等も踏まえ、適切な保存管理のために有効な体制整備のあり方について検討。

2) 旧目加田家住宅

国の重要文化財として指定され、法による保護はあるが、現在、保存管理計画はない。今後、保存管理計画の策定を行う。

3) 吉香神社

国の重要文化財として指定され、法による保護を受けていると共に、所有者により厳重な管理が行われているが保存管理計画は策定されていない。そうした現状を踏まえ、今後、策定に向け所有者と協議を行う。

4) 香川家長屋門

山口県の有形文化財として指定され、県条例による保護はあるが、現在、保存管理計画はない。今後、策定に向け協議を行う。

5) 岩国藩主吉川家墓所

山口県の史跡として指定され、県条例による保護はあるが、現在、保存管理計画はない。今後、策定に向け協議を行う。

6) 岩国の町並み

伝統的建造物群保存地区の指定を目指し、平成 15 年度から 16 年度の 2 ヶ年において調査を実施し、現在調査報告書に基づき地元住民と協議を行っている。

② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、策定に向けての検討状況

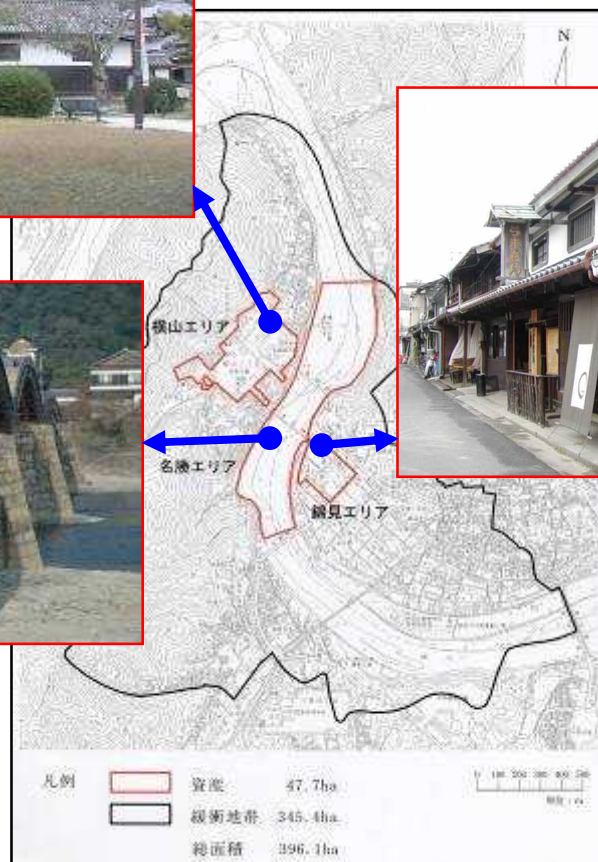
前述の名勝錦帯橋の保存管理計画を基本として、改めて十分な調査、検討を重ね、加えて計画を立案する。

計画策定に向けての基本的な考え方として、関が原の合戦後に移封された吉川家が、新たな戦渦の可能性を残す不安定な時期に作り上げた防御主体の町割と、創建以来、現在までその構造と架橋技術が継承されている錦帯橋という文化遺産を、重要な歴史の証人として後世に受け継いでいくためのものであることを念頭におく。城山を背後に抱いて藩政所と上級武家屋敷の存在した横山エリアと、錦川を挟んで中・下級武士と町民の暮らした対岸である錦見エリア、錦帯橋エリアが三位一体となった岩国の町割について、文化的価値を検証しつつ作業を進める。(図-3参照)

横山エリア



錦帯橋エリア



錦見エリア



今後の作業としては、文化庁の指導を得ながら各専門分野の研究者及び文化財の所有者、地域住民との十分な協議を重ねて、資産の保護と活用、景観形成の方向性などを練り上げ、適切な整備活用に結び付けていく。

留意すべき事項として、「岩国の町並み」の伝統的建造物群としての地区の決定を行い、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すことや、県指定文化財である「香川家長屋門」、県指定史跡である「岩国藩主吉川家墓所」、そのほか資産の範囲に含まれる建造物や景観についての文化的価値の再検証を行い、適切な保全管理と活用を検討していく。また、計画策定の段階で、協議、調査研究、検証等に期間的な不足が生じても、計画の本質を時間の制約において曲げることのないように継続的な研究、精査を行って、資産の真正が後世まで保全・管理できる計画とする。

③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保存措置の概要、又は措置に関する検討状況

前述の②と同様に、名勝錦帯橋の保存管理計画を基本として、改めて十分な調査、検討を重ね、加えて計画を立案する。

1) 資産と一体をなす周辺環境の範囲

範囲は、都市計画法及び県条例による風致地区（錦帯橋風致地区）を基本として、岩国市が平成 15 年から 16 年にかけて行った伝統的建造物群の調査対象である岩国一・二・三丁目の区域や、岩国城下町の絵図に描かれている川西地区の一部を加えた城下町エリアと表現される区域である（p. 13 図－4 参照）。この区域は、藩政所を麓に抱える城山、さらには資産から望見できる錦川や周辺山地を含み、資産と一体的な文化的景観を保ちながら、それを保護するための重要な地域である。また、文化財の活用と今後の景観形成のあり方を、住民や行政をはじめとする関係者が総合的に検討し、将来像を合意・共有していくべき範囲ともいえる。その中核を成す横山一・二・三丁目は岩国市街なみ景観条例による景観形成の指定地区となっており、城山は国有林で森林法に基づく風致保安林となっている。

2) 保全措置の概要、又は措置に関する検討状況

錦帯橋風致地区内においては、建築物の高さの規制（15m以下、横山地区は10m以下）や、建ぺい率の制限、壁面後退距離の制限、建造物の位置や形態、意匠等への規制が行われている。また、岩国市ではこれに加えて、より城下町の雰囲気伝えていくために所有者等へ建造物の外観を和風造りとし、屋根は切妻、入母屋、寄せ棟等の勾配屋根で、濃い無彩色（黒、銀黒）とし、外壁色を白系統とする等の指導をしている。

横山一・二・三丁目を区域とする景観形成地区内の規制（岩国市街なみ景観条例）は表－1 の景観形成基準によるものとしており、風致地区の規制を一步進めて景観形成を行うこととしている。また、基準に基づいて修景される建造物の部分については助成措置を行い、住民への意識形成を図っている。ただし、罰則規定などは設けられていないため、今後の検討が必要である。

城山は吉川氏移封以降、岩国藩による樹木の伐採禁止措置がとられ、現在では風致保安林としてその意思が引き継がれて、貴重な自然照葉樹林が保たれている。これにより錦帯橋と一体をなす良好な景観美が保全されている。なお、城山区域については、今後、林野庁と種々案件について協議を行う。

そのほか範囲に含まれてはいるが、現在、明確な保全措置のための基準がない区域では、今後、風致地区や景観形成地区等としての区域や基準等の見直しを図って、資産と一体をなす範囲としての良好な風致景観や町並み景観の形成推進を行い、資産の価値保全を図る。

項 目		歴 史 散 歩 地 区	う る お い 住 宅 地 区
建	建 築 物 の 階 数		原則として2階以下、やむをえない場合は3階までとする。ただし、横山一丁目、二丁目の錦川沿岸の建築物については、2階までとする。
	屋根	形状	入母屋、切り妻等の和風傾斜屋根で、勾配は10分の3.5から10分の5.5までとする。
材質		和形いぶし日本瓦等とする。	和形いぶし日本瓦等を原則とする。 ただし、和形の風合いに配慮したものであればよい。
	外壁	色	黒、濃い灰又は濃い茶とする。
仕上げ		塗壁、板張り、吹き付け等又は和風の風合いに配慮したものとする。	
	色	塗壁等は白、灰又は薄い茶とする。	
開口部		形状（様式）	窓は引き違い窓等の和風の風合いに配慮したもの、出入口は格子付き等の和風の風合いの引き戸とする。
	色	窓の棧、面格子及び出入口の色は、黒又は茶とする。	
塀等		形状（様式）	白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板塀とする。
	意匠	和形いぶし日本瓦等の屋根付きである和風の風合いに配慮したものとする。	生け垣を除き、和形いぶし日本瓦等の屋根付きである和風の風合いに配慮したものとする。
	基礎	石積その他和風の風合いに配慮したものとする。	
障	門の形状（様式）		棟門等の和風の門構えを原則とする。ただし、和風の風合いに配慮したアルミ製のものでもよい。
	看板等	位置	建物に設置する場合には、平屋建ては棟高以下、2階建て以上は2階の軒高以下とし、軒先より突出しないことを原則とする。
大きさ、色、意匠		文字体を含め、和風の風合いに配慮したものとする。	
	室 外 機 ・ 設備機器等	意匠	格子等、和風の風合いに配慮した建物と調和するような囲障を設置することとする。
色		囲障の色は和風の風合いに配慮したものとする。	
	擁 壁 等	石積等、和風の風合いに配慮したものとする。	
市長が必要と認めたもの			

表－1 景観形成基準

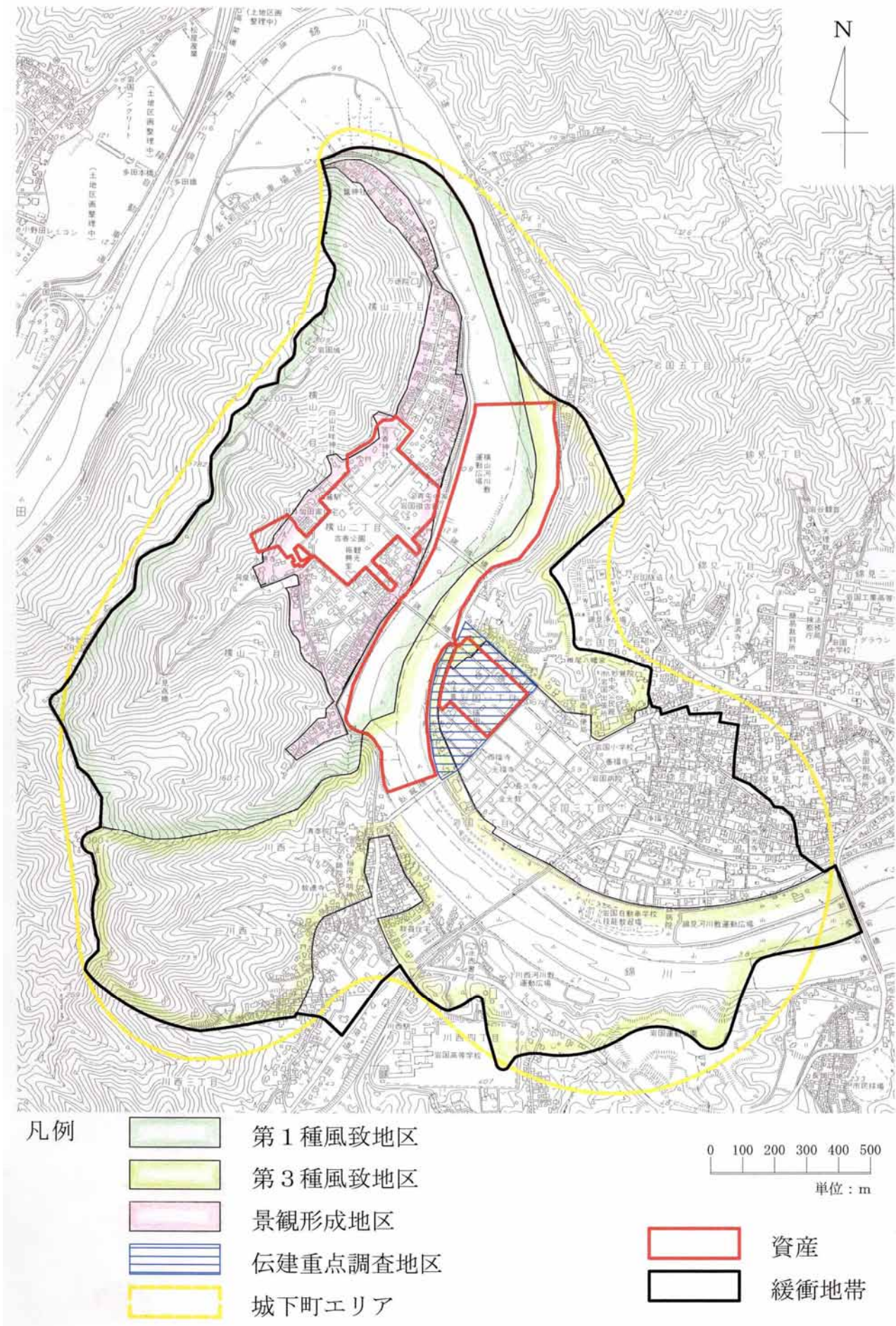


図-4 周辺環境の既保全措置区域

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

① 遺産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準

1) 遺産の適用種別

文化遺産

2) 世界文化遺産の登録基準

登録基準 i) iii) v) に該当するとして以下のとおり説明する。

ア 基準 i) について

錦帯橋のアーチは、川の中に石組みの橋脚を築くという画期的な発想を活かした日本最初の本造アーチ橋であるとともに、世界橋梁史上傑出した存在の本造アーチ構造で、普遍的な価値を有する。また現存する本造橋（現代工法を除く。）としては世界最長の径間 35.1mを誇り、創造力と技術力によって生まれた傑作である。

イ 基準 iii) について

錦帯橋は江戸期においては城門橋として、明治以後は生活道として大切に護られており、先人が残した貴重な文明の証として世界に類を見ない橋ということだけでなく、それを維持するため、江戸時代においては藩民全階級に「橋出米^{はしだしまい}」という税金を課し、現在では「入橋料」を徴収しながら、334 年に亘って本造アーチ橋や架橋技術を伝承している有形・無形の文化財として稀有な存在である。

ウ 基準 v) について

関が原の合戦後、吉川広家は出雲の国から岩国の地に移封された。広家が行った城下町の土地利用（町割）は、山陽道の近くにそびえる横山（城山）の山上に陸上交通を押さえるための城（一国一城の令により 1615 年破却）を築き、山を包むように流れる錦川を天然の外堀とした防御を主とする形態であった。横山の地では、山麓に藩主の居館である御土居を築き、諸役所を設けて、周囲に上級の家臣団を中心に住ませた。川幅約 200mの錦川を挟んだ対岸の錦見の地に、中下級の家臣団の屋敷地や町屋が置かれ、兩岸を結ぶ恒久的な橋が必要とされ、幾度かの架橋が試みられたが洪水による流失を繰り返した。防御を主とした町割は、延宝元年（1673）錦帯橋を必然的に生み出して、ようやく成立したといえる。

関が原の合戦での遺恨を抱える広家が今後の戦禍の可能性を強く意識し計画した町割は、錦川とその周囲の地形を巧みに活用した形態であり、17 世紀初頭からのものとして世界的に顕著な例である。

また、ひとつの文化を特徴づける居住形態を、国指定の重要文化財である旧目加田家住宅（p. 15 写真－1）に見ることができる。

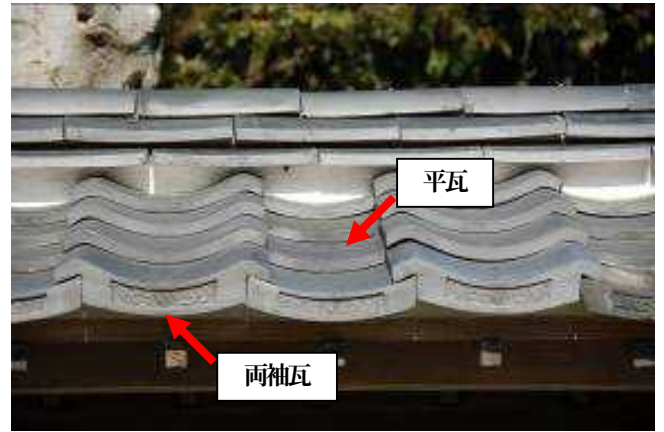
目加田家は天正年間吉川元春に召抱えられ、広家の岩国移封に従って移り住んでいる。江戸中期（1690 年頃）の屋敷割図によると、すでに現在地の一角に屋敷を構えており、天保の頃には御用人役を勤め知行 170 石取りであった。この住宅の構造は比較的建ちが低く平屋建てに見えるが、本造一部二階建てで、入母屋造りとした屋根には本瓦葺と両袖の平瓦を混合した葺方（p. 15 写真－2）をしている。両袖の平瓦と袖のない平瓦を使用した「二平葺き」と呼ばれるこの屋根形式は、当岩国地区のみに見られる特殊な形式である。また、広家が錦川を利用して防御を主体とした土地利用を行なったことで、川を挟んで形成された城下町は洪水が発生するたびに浸水していたため、浸水対策として中二階が設けられていた。岩国地区の武家屋敷では他にも旧目加田家と同じ構造の建物が見られる。

広家が行った特殊な土地利用（町割）は、世界に類のない錦帯橋を誕生させるとともに、岩国独特の文化も創生したのである。

【参考写真】



写真－1 旧目加田家住宅（正面）



写真－2 両袖瓦と平瓦の組合せ



写真－3 御館跡



写真－4 現在も姿を留める内堀



写真－5 旧状を留める白山小路



写真－6 岩国の町並み1



写真－7 岩国の町並み2



写真－8 城下町特有の寺町の景観が残る

② 真実性の証明 / 完全性の証明

1) 錦帯橋について

錦帯橋は木造橋ゆえに安全性を重視し、架け替えを繰り返してきた。その背景には、江戸時代は城門橋として、明治以降は生活道として利用されてきた歴史がある。

一方で、架け替えを繰り返すことで技術が継承され、現在までの334年間、歴史がつながれてきたのである。このような長い歴史の中で、自然環境に配慮した錦帯橋独特の継承システムが構築されたことにより、技術の継承・技術者の育成をはじめとする資産の多様な属性について真実性が確保され、結果として資産全体の真実性を満たしてきたといえる。

ア 形状、意匠について

創建時(1673)や、天和3年(1683)に行われた架け替え時の桁構造は当時の記録が残されていないため不明である。しかし、創建から26年後の2回目の架け替えとなる元禄12年(1699)に書かれた古図(p. 1図-1)やその後に書かれた古図を見る限りでは、細長い桁材と桁材の間に楔を挟み、上に重ねる桁の長さの約三分の一を迫り出し、材が接する部分にダボを約90cm間隔に仕込んでズレを止め、それらを巻金で束ねてアーチを形づくるという基本となる構造形式に違いが見られないことから、創建時の桁構造も元禄12年の構造形式を持っていたと推測できる。

寛政8年(1796)に改良が加えられているが、以後211年もの間、形状や全体の意匠について変更することなく、現在まで伝えられており完全性を保持している。

イ 材料、材質

創建当時で使用していた木材の種類・使用箇所・大きさについては、現存する古図(p. 1図-1)によって読み取ることができ、それが現在まで踏襲されている。

錦帯橋は現在まで架け替えを繰り返しながら歴史を繋いできた。この点からみれば創建当時の木材が残されておらず材料の真実性はない。

昭和25年9月に発生したキジア台風の洪水により、空石積橋脚が崩壊し流失したわけであるが、写真-9のように橋脚2基が流失を免れ、他の2基は崩壊しているが石材は周囲に散在している。



写真-9 キジア台風で流失した錦帯橋

再建記録には「躯体の表面石積はその外観に従来の感覚を出来得る限り残したいために、石材はなるべく元の石材を集め使用した。」とあり、現在の橋脚表面に使用されている石材の殆どは、流失を免れた創建当時の石材を使用していることが分かり、石材の真実性はある。

ウ 用途、機能

吉川広家(1561~1625)が行った町割により、家臣が登城するための城門橋としての機能をもつ恒久的な橋が必要となり、何度となく架橋が試みられた。しかし、当時架けられた橋は多くの支持柱をもつ普通の桁橋であったため、洪水のたびに流失していた。恒久的な橋が望まれて錦帯橋が完成したのであるが、城門橋という機能をもつ橋であったため、約190年間は家臣や許可を得た他藩の武士或いは一部の商人のみが渡れる橋であった。



写真-10 錦帯橋を渡り通学する小学生

一般の人々に渡橋が許されたのは明治に入ってからであり、現在も地域住民の生活道として、また生きた文化財として利用され続けている。

エ 伝統、技能、管理体制

第三代藩主吉川広嘉(1621~1679)が、十数年の構想のもとに流されない橋として完成させた錦帯橋も、翌年の洪水によりあえなく流失したが、流失の原因である河床洗掘に対する対策として橋脚の周囲に敷石を施し強化を行い、その年にすぐ再建され、以後、細心の注意を払い管理を行っている。特に敷石については

錦帯橋上下流 20 間において漁猟を禁止する布令を出すなど、特別の注意を払っていたことがわかる。

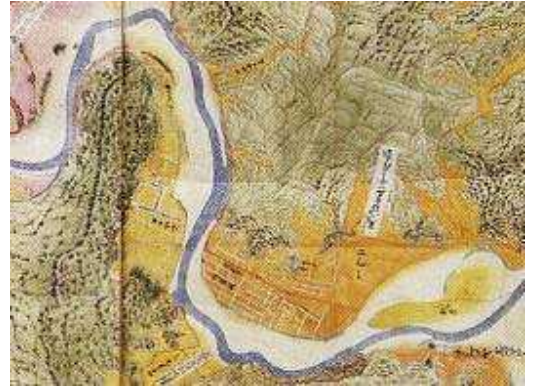
再建された翌年の延宝 3 年（1675）から橋催相が徴収された。これは橋の架け替え・補修のための費用を藩内の武士から農民に至るまで全階級から徴収するものであった。武士は石高 10 石につき 1 人役、屋敷一軒につき 1 人役の負担であった。延宝 6 年（1678）から橋出米^{はしだしまい}注3（廃藩置県まで続けられる。）という税金として恒常的に徴収されるようになった。また、橋の両側には橋守を置き日々の保守管理を行っており、藩にとって如何に大切な橋であったかが窺える。

注3：町方は、表家は間口 1 間につき米 5 合、横借家と柳井津町・玖珂町は間口 2 間につき米 5 合 5 勺、家中と寺社は知行高 10 石につき米 7 合 5 勺と、別に屋敷を持つものは坪別米 7 合 5 勺、在方は坪別米 7 合 5 勺を課した。弘化 4 年（1847）頃には、毎年、橋出米は 9 7 石余で、正徳 2 年（1712）の相場では、この米高は銀 24 貫 250 匁となる。

オ 位置、セッティング

岩国城下町の構成や形態を知ることができる最も古い資料は、寛文 8 年（1668）に作成された『御領内之図』（図－5）である。それには錦川右岸の横山に藩主居館、その周囲に内堀と上級武家地の街区を配し、対岸の錦見には武家地や町屋敷の街区が描かれている。

兩岸を結ぶ入口として横山側に乗越門、錦見側には乗越門を見通す大明小路があり、この位置に橋が計画された。こうした町割が現在も残されており、橋の架橋位置に変更はない。



図－5 『御領内之図』（1668 年）

カ 言語その他の無形遺産

錦帯橋の橋桁を組む場合の最も重要な作業として、中央の大棟木（石橋アーチの要石に相当する。）の長さを設計値より幾ら長くするかがある。これには、経年変化でどれだけ木材が変化（縮む）するかを予測し加工する確かな技術が必要となる。このように、木材の選別から墨付け、加工、組立に至る全工程において、大工の繊細な技術が必要とされる。これらは日本の木造文化の中で培われた技術という無形の遺産である。

キ 精神、感性

吉川広家が戦禍を想定した町割を行ったことで、兩岸を結ぶ手段として橋を架けているが、当時の橋は支持柱の多い普通の桁橋であったため、洪水による支持柱元の掘削や漂流物が原因で流失している。残された資料で最初に橋の存在が確認できるのは寛永 16 年（1639）であるが、この橋は頑丈な造りではなかったようで程なく流失している。

明暦 3 年（1657）、二代目藩主吉川広正（1601～1666）は 3 月より架橋にとりかかり、9 月 16 日に渡り初めを行っているが、この橋も万治 2 年（1659）5 月 19 日に発生した洪水によりあえなく流失してしまい、渡船による往来が長く続いている。

少々の出水や風では渡船は止めなかったであろうが、ある程度水が出ると渡船は危険となり、往来は途絶することになる。このような状況が続くと城下町は錦川で二分され、統治が中断することにもなりかねず、『岩国沿革志』に「此川暴雨洪水ノ時、横山錦見ノ間渡舟ヲ断ズル數日、諸子集居隔絶、警備ノ道ヲ失フ。公深ク以て憂トス。然ドモ急流箭ノ如ク橋ヲ架設シ難シ。」とあるように、洪水でも流失しない橋が切望された。

錦帯橋が創建されるまでの約 70 年間、「流されない橋」を架けたいという思いでつくられ、一国一城の令により破却せざるを得なかった城に変わる新たなシンボル、統治において必要不可欠な橋、また地域の宝として大切に護られ、334 年間架け替えを繰り返しながら歴史を繋いできており、時間的普遍性や空間的普遍性は今後も変わることはない。

ク その他の内部要素、外部要素

流されない橋を架けるには橋脚に工夫を凝らすしかなく、反橋の研究が進められていく。



写真－11 平安橋

橋脚を立てる必要のない刳橋は当時存在しており、その技術は既に知っていたと思われる。長州藩内に存在した刳橋としては、萩城入口の平安橋（p. 17 写真-11）をあげることができる。また、日本三名橋の一つ甲州の猿橋は文明 18 年（1486）には確実に存在していたことが分かっており、広嘉は明暦 4 年（1658）に江戸に赴き登城して将軍家綱に謁見しているが、帰路は甲州街道をとり甲斐を抜け信濃の伊那谷を通っていることから、猿橋を見学していると思われ、刳橋構造をもつ橋の技術については熟知するようになっていた。

広嘉は、持病の治療を行うため中国から帰化していた禅僧の独立（1595?～1672）を長崎から呼び寄せ治療にあたらせた。独立が最初に岩国を訪れたのは寛文 4 年（1664）69 歳の時である。

独立は 4 回にわたって岩国を訪問し、広正・広嘉父子の治療を行っているがその都度、数ヶ月間滞在している。漢学に対し深い教養をもち、明文化にも関心を持っていた広嘉は、治療を受ける傍ら独立との会話の中で、独立の故郷である杭州郊外の景勝地として名高い西湖を書いた『西湖遊覧誌』の存在を知り、独立に頼んで長崎より取り寄せた。

広嘉は独立の了解を得て写本を作っているが、出来上がった写本に独立が序文を書いている。その中に「居士見図撃案大喜、合得会心奇処」云々とある。広嘉が『西湖遊覧誌』の中に書かれた絵図面（図-6）を見て、机を叩いて大喜びしたというのである。

それは、西湖に浮かぶ小さな島から島へと架け渡されている石橋が書かれている絵図面であり、これを見た広嘉の脳裏には、現在の錦帯橋の姿が浮かんでいたであろう。錦川の中に小島を造ることで、今まで研究を重ねてきたアーチ橋を架けることが出来るという驚くべき着想である。



図-6 『西湖遊覧誌』に書かれている絵図（写本）

2) その他の建造物・町割について

他の資産である個々の建造物は、材料・技術・環境・用途・位置のいずれにおいても創建以来の歴史を現在に伝えており、木造建造物の宿命である腐朽については、古来より伝わる伝統技術・手法により修復や補強を行なっているが極めて部分的な変更であり、歴史的価値を表現している意匠は創建当時のまま伝承されている顕著な例で、真実性や完全性についても保持されている。

自然の川を外堀とした町割は防備を主としたものであり、その形態は現在も変わることなく残されている。17 世紀初頭の諸役所周辺は、残存している内堀等の遺構により往時を偲ぶことができ、また、左岸の地域は町割当初の土地形態がよく保存されている。

③ 類似遺産との比較

1) 錦帯橋

錦帯橋の持つ顕著で普遍的価値について、国内外に存在する橋、特に世界遺産に登録されている橋、或いは世界の暫定一覧表に掲載されている橋との比較研究を行った。（検討状況報告書：別表-2、3 参照）

錦帯橋は、調査を行った全ての橋に見られない独特の構造形式を持ち、錦帯橋独自の架橋技術という無形文化を育み継承されている。他地域における現地調査や文献調査の結果、類似形式の木造橋は現存せず、顕著な普遍的価値を有し世界を代表する唯一の文化遺産である。

2) 町 割

自然の地勢を取り込んだ都市形成は他にも事例があるが、岩国の町割は関が原合戦後の戦禍の可能性を極めて強く意識した計画である。山を背にして眼前の川を自然の外堀とし、川を挟んで計画的に兩岸に開いた土地の利用形態はその手法が極めて巧みであって、17 世紀初頭からのものとして傑出したものである。